並進禁止！

二人乗り禁止！

傘差し運転禁止！

携帯電話の使用禁止！

大きな音でのヘッドホン禁止！

路上駐輪禁止！

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
   - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
   - 夜間はライトを点灯
   - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

金沢市自転車条例サイト

金沢市　自転車条例　検索

スマホの方はこちらから→

金沢市歩ける環境推進課
2018.9

参考資料：持続可能な地域交通を考える会『自転車ルール教本』

自転車 ルール＆マナー 読本

安全に走るためのポイント

金沢市

安全のためのポイント 1

車道の左側を走りましょう。

自転車は車であり、歩行者ではありません!
車道の左側のはしを走ることが、安全につながります。(道路交通法で定められています)
車道の右側通行は禁止です。

①歩道通行は危険です!

自転車は車両です！
原則として車道を通行しなければなりません。

歩道を走ることができるのは

- 自転車歩道通行可の標識があるとき
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
- 自転車通行の安全を確保するためにやむを得ない場合
  例えば …
  - 車の交通量が多いうえに車道の幅が狭いため、車とぶつかる危険があるとき
  - 道路工事や駐車車両などのために、車道の左側を通行するのが困難なとき

歩行者のそばを通るときは

安全な間隔をあけて、すぐに止まることができる速さで進みます。あけられない時は自転車から降りて、押して歩きましょう。

⚠ 歩道では歩行者が優先です!

②右側や歩道の通行は交差点でも危険です!

右側や歩道を走っていると車から見落とされます!

自転車は車の仲間 自転車は道路交通法で軽車両に位置づけられています。

自転車専用通行帯(自転車レーン)があるときは

自転車専用通行帯があるところでは、やむを得ない場合を除いて、自転車専用通行帯を通行しなければいけません。
金沢市では…
- 東金沢駅から小坂町交差点
- 三馬3丁目交差点から上有松交差点
- 久安2丁目交差点から久安3丁目交差点に設置されています。

安全のためのポイント 2

交差点では周囲をよく見て慎重に横断しましょう。信号は必ず守りましょう。

歩行者用ではなく、車用の信号に従います。

右折するときは、2回にわけて交差点を横断します。(二段階右折)

① 車両用の青信号Ⓐに従い交差点を直進
② 角のところ、または安全な位置で停止して向きをかえる
③ 前方の信号Ⓑが青になったら直進
※ ④は違反です

人の形で示された信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれているときは、車道を走っていてもその信号に従わなければなりません。

横断歩道は歩行者のための場所です。

⚠ 横断歩道を渡るときは自転車から降りて、押して歩いて渡ります。

自転車横断帯が近くにあるときは、車道と歩道のどちらを走っていても、その自転車横断帯を渡らなければなりません。

「自転車横断帯」の標識

「自転車横断帯」の道路標示

交差点では速度を落とし、左右をよく見て安全を確認しましょう。

⚠ 「止まれ」の標識があるところでは、自転車も必ず一時停止しなければなりません。

安全のためのポイント 3

存在を知らせる

自分の存在を周りに知らせることが、事故の防止につながります。

①夜はライトを点灯!

ライトをつけると、自分が見やすくなるだけでなく、自転車がいることを知らせることができます。

②反射材も重要です!

反射材に車のライトが当たると非常に明るく光るので、
車の運転者に自転車がいることが伝わります。

いろいろなものがありますので、取り入れやすいものを使ってみましょう。

③明るい服も効果大!

夜は、黒など暗い色の服装だと非常に見えづらくなります。
明るい色の服や靴などを身につけるようにしましょう。

④危険を予測

周りの状況を見て、あらかじめ危険を予測して行動しましょう。

例えば・・・

安全のためのポイント 4

万が一に備えましょう。

①ヘルメットをかぶりましょう!

金沢市では、中学生以下の子と 70 歳以上の高齢者は、ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。万が一事故にあった場合に、被害を少しでも小さくするためヘルメットは正しくかぶりましょう。

自転車の事故では、頭部のケガで亡くなる方が一番多いです。

中学生以下の子の保護者は、子供が自転車を運転するときや幼児を自転車に同乗させるときには、必ずヘルメットをかぶらせましょう。

②保険に加入しましょう!

金沢市では、自転車を利用する人は自転車損害賠償保険に加入しなければなりません。自転車でも事故を起こしたら責任が問われ、全国では高額の損害賠償を請求されるケースも発生しています。万が一に備え、必ず保険に加入しましょう。

対象 / 保険の種類	事故の相手		自分	保険対象の概要
	死亡けが	財産	死亡けが	
個人賠償責任保険	○	○	×	被害者に対する損害賠償責任が生じた場合に保険金が支払われます。
傷害保険	×	×	○	自分がけがをしたり亡くなったりした場合に保険金が支払われます。
TSマークの保険	○	×	○	被害者や自分がけがをしたり亡くなったりした場合に保険金が支払われます。

※金沢市で加入が義務化されている保険とは　　の「相手の生命又は身体の損害を補償できるもの」をいいます。
※くわしくは、保険会社や損害保険代理店にお問い合わせください。

自転車保険に関することは「金沢市自転車条例サイト」

金沢市　自転車条例　検索

スマホの方はこちらから→

高額賠償事例　9,521 万円

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突。被害者は意識不明に。（2013 年 7 月 神戸地裁）

③自転車はきちんと点検しましょう!

自転車に乗る前にはきちんと点検して、具合の悪いところが見つかったら、お近くの自転車店で整備・修理してもらいましょう。

TSマークをご存じですか?

TSマークは、自転車安全整備士が点検・整備し、法律の基準に適合している自転車に貼り付けされます。TSマークの貼られた自転車には、有効期限内の事故に対して賠償責任保険と傷害保険が付いています。有効期限は1年です。1年に1度、自転車安全整備店で点検・整備して、TSマークを貼りましょう。

金沢市では、自転車を走りやすくするために道路を整備しています。

↑自転車走行指導帯

車道上に、自転車が走る場所を自転車マークと矢印で表示しています。

安全のためのポイント 5

車もルールを守りましょう!

自転車は車道の左側を走るのが原則です。
車と自転車がお互いゆずり合って通行しましょう。

自転車の横を通過するときは、十分に間隔をあけましょう。

道路が狭いときは無理に追い越さず、
自転車のスピードに合わせて
ゆっくり走りましょう。自転車の急な
ブレーキや突然の進路変更などに備えて、
車間距離を保つことも忘れずに!

自転車を無理に追い抜かない!

違法駐車が自転車を危険にさらしています。

歩行者や自転車などに対し、道を譲らせるために
クラクションを鳴らしてはいけません。
（2万円以下の罰金または科料）

自転車は

進路変更の時は必ず後方確認しよう

前方の駐車している車を追い越す場合は、
減速あるいは一時停止して
後方を十分確認し、進路変更しましょう。

バスの停車・発進時には注意しよう

前方のバス停にバスが停車している
場合は、無理に追い越さず、発進する
まで待ちましょう。